

特定農地貸付規程

(目的)

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に福井農園が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2 本貸付けは、福井農園が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び福井農園が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、連続して5年を超えない範囲内で更新することができる。
- (2) 貸付けに係る賃料は、1区画当たり次のとおりとする。
1区画あたり 年額 0円（無料）

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。

(募集の方法)

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、一般公募等によるものとする。

2 募集期間は、隨時募集とする。

(申込みの方法)

第6 貸付けを受けようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に福井農園へ申込書を提出しなければならないものとする。

(選考の方法)

第7 福井農園は、第6の規定に基づき申込みをした者の中から先着順に借受者を決定するものとする。

2 福井農園は、1により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8 福井農園は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第9 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4の2に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第10 借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

- (1) 第4の1の(1)の規定による貸付期間が終了したとき
- (2) 第9の規定による解約をしたとき
- (3) やむを得ない理由により農園を休止し、又は廃止するとき

2 1の場合において、借受者に損害が生じたときにおいても、福井農園は、補填の義務を負わない。

(農園の環境整備)

第11 借受者は、農園の施設等の清掃、ゴミの持ち帰り、借受者相互の友好関係の維持発展その他環境整備に努めなければならない。

2 借受者は、福井農園が指定する年3回程度の農園の施設等の清掃その他環境整備活動に協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行日)

1 この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

(施行日)

2 この規程は、令和2年4月22日から施行する。

3 この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(令和2年法律第58号)第4条第1項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

別表

番号	所在	地番	地目		面積(m ²)	位置	貸付主体が新たに権利を取得するもの			貸付主体が既に有している権利に基づくもの	
			登記簿	現況			権利の種類	所有者			
								住所	氏名		
1～3	木津川市井平尾北竜下	22番	田	畠	各 20 m ²						
4～7	木津川市井平尾北竜下	23番	田	畠	各 40 m ²						
8、9	木津川市井平尾北竜下	24番	田	畠	各 20 m ²	別図のとおり				所有権	
10～13	木津川市井平尾北竜下	25番	田	畠	各 30 m ²						
14、15	木津川市井平尾北竜下	26番	田	畠	各 60 m ²						
計					950 m ² の内 500 m ²						